

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第66号

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第1条 政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(資産等報告書等の提出)</p> <p>第2条 議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p><u>(5)</u> 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(資産等報告書等の提出)</p> <p>第2条 議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p><u>(5)</u> <u>金銭信託</u> <u>金銭信託の元本の額</u></p> <p><u>(6)</u> 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p>2 略</p>

(政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第2条 政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（資産等報告書等の作成）</p> <p>第2条 知事は、その任期開始の日（再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、任期開始の日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p><u>（5）</u> 有価証券（<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）</p> <p><u>（6）</u> 略</p> <p><u>（7）</u> 略</p> <p><u>（8）</u> 略</p> <p><u>（9）</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>（資産等報告書等の作成）</p> <p>第2条 知事は、その任期開始の日（再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、任期開始の日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p><u>（5）</u> <u>金銭信託</u> <u>金銭信託の元本の額</u></p> <p><u>（6）</u> 有価証券（<u>証券取引法</u>（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）</p> <p><u>（7）</u> 略</p> <p><u>（8）</u> 略</p> <p><u>（9）</u> 略</p> <p><u>（10）</u> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成19年9月30日から施行する。